

宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会 面接審査 議事録

【主な質疑】

A委員 : 現状、新型コロナウイルス対策が厳しいと思う。今後感染は拡大する傾向にあると思うが、新型コロナウイルスに対する具体的な対応策と今後の方針、また、観光客に対して新しい生活様式に沿った、財団としての新しい取り組みがあればお聞かせいただきたい。

申請法人 : 2月末から5月まで駐車場を閉鎖し、宮ヶ瀬湖畔園地も閉鎖していた。駐車場の料金を含めて収入が減るが、社会全体が自粛の流れであったため、県立施設を開けることはできなかった。6月以降は施設を一部だけ開けたところ、都会に出かけることを避ける傾向があるのか、平日の昼間は芝生広場に家族連れの方や、ペットの散歩で来る方が多かった。宮ヶ瀬湖周辺は人が密集するテーマパークとは違い、自然の中でゆったりと散歩するような場所であるため、密を避ける情勢に合っているようだ。今後、まずは利用者の安全を第一に対応していく。

財団のイベント運営については、多くの人に来場してもらい、高い売上げを目指すといったイベントの開催はしばらく難しいと捉えている。小規模で安全を確保できるイベント、例えば昆虫の観察や自然観察会、カヤック体験等について人数を制限して行うなどの工夫をして、利用者の安全の確保と財団の運営のバランスをとることが大切だと考えている。今までのように右肩上がりを目指す法人運営ではなく、利用者とともに新しい形の利用の仕方を考えていきたい。今年度は例年開催している主なイベントを中止にしている。新年度以降、開催する場合についても、注意深く取り組む。

A委員 : 今後は、今までとは異なる対応になると思う。一つの考え方として、「これを行うと血圧が下がる」といった健康に繋がるエビデンスが明確な活動があるので、それらを取り入れながら、3つのエリアそれぞれで何が利用者にとってプラスになるかという、エビデンスが見えると、もう少し質の高い利用の仕方も可能になると思う。

B委員 : DMO法人としての取組みについてお聞きする。平成29年11月に登録を受け、様々な活動やクーポン券の発行を行っているようだが、特に「ダム貯蔵酒」の取組みは印象深い。今後はどのような内容を、どういった方向で取り組んでいくかお聞かせいただきたい。

申請団体 : 地域連携DMOではなくとも、元々広域連携として4市町村を面的に扱っていきこう、ということが発端である。各市町村のエリアはそれぞれで取り組んでいただき、共通する4市町村にまたがるエリアは財団が事務局となって取り組んできた。

国が観光立国という方針を掲げた中で、DMO制度が確立され、地域連携DMO法人の指定を受けたが、クーポン券の発行についても、当初はなかな

か4市町村共通のテーブルはなかった。手探り状態で進めていき、ようやく4市町村共通のテーブルができてきたところである。ダム貯蔵酒については5月にお酒を入れて秋に蔵出しをしているもので、地域の活性化の方策として行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響で大規模なイベント開催が難しい中で、4市町村にまたがるエリアの特産品開発や広い意味での地域活性化、また、地域の人々の心が一緒になるような取組み、あるいは遠方の方に宮ヶ瀬、清川村、愛川町、相模原市に関心をもっていただく取組みといったように、事業者ができない部分を市町村と一緒に取り組んでいきたい。

A委員 : これだけ広いエリアを対象範囲とするDMO法人は珍しいと思う。他の企業と連携しながら、丹沢地域全体の観光サービス産業のリード役を担ってもらいたいが、そういった意思はあるか。

申請団体 : そういった視点で取り組んでいきたいという考えはある。

昔の地域おこし、村おこしという流れではないが、山間の地域であり、来訪者が少ない場所ということもあるので、小さなことから積み重ね、地元の方の気持ちが一体となって「やっていこう」という気持ちができるとういと思っている。

C委員 : 地域連携については、地域バランスに配慮して、イベントがあれば愛川町、清川村、相模原市、厚木市を呼んでいると思うが、最大の課題は、4自治体にどうやって同じ方向を向かせることかと思う。

また、DMOの取組みによって同じテーブルができたということで、経済的にもDMOを中心に県央地域を発達させようということも理解できる。

これからDMO中心に取り組むを進めるのか、それとも財団が関係市町村の意思を一つに向わせていくのか、考えがあれば教えていただきたい。

申請団体 : DMOの事務局をたまたま財団が担っているが、財団のためのDMOではない。4市町村がより活性化し、可能であれば地場産業ができて、人々の気持ちが一緒になって様々なことに取り組むことが目標である。複数の市町村にまたがるエリアであるが、これまで共同で事業を行ったことがなかった。クーポン券については、小田急電鉄の協力を受け、4市町村にまたがる事業を行うことができた。この事業は2年かけてようやく軌道に乗ったところである。

本来は地元が中心となってアイデアを出していただき、地域から盛り上がっていくことが理想だと思っている。もちろん、財団は事務局として取りまとめを行ったり、場所を提供するが、財団の事業のために地域の方を利用する形ではなく、地域の方が何かに取り組む際に、財団がサポートする形が望ましいと思っているので、今後も地域活性化を推進していくにあたっては、関係市町村と取り組んでいきたいと思っている。

C委員 : DMO法人としての取組みを進めるにあたっては、民間企業を巻き込んで

多くの人と進めてほしい。

D委員 : 私はよく宮ヶ瀬湖を訪れるが、宮ヶ瀬湖畔エリアで多くの時間を過ごしているのでやまなみセンターの印象が強く、他の場所の印象が弱い。3拠点（宮ヶ瀬湖畔エリア、鳥居原エリア、ダムサイト・県立あいかわ公園エリア）を連携させることが大切だと思うが、実施方針などがあればお聞かせ願いたい。

申請団体 : 宮ヶ瀬湖を挟んで3拠点が3つの市町村にまたがっており、距離も離れている。しかし、これらのエリアを直接結ぶ公共交通機関がないので、マイカーでないと3拠点を回るのは難しく、交通網については課題と認識している。現状、遊覧船で3拠点を繋いでいるが、有料であり、かつ便数も多くなないので十分とは言えない。また、繁忙期には無料のシャトルバスを運行しているが、経費の面があり常時出すことは難しい。

3拠点にはそれぞれ特徴があり、それぞれの拠点ごとに成立していることもあって多くの方にご利用いただいている。宮ヶ瀬ダム周辺は観光ダム来訪者日本一と言われているが、今後3拠点の周遊や、3拠点で一斉に何か取り組みをすることが課題であると思っている。

先ほども申し上げたとおり、大規模なイベントの開催は難しい状況であるが、回遊性が増す取り組みを行っていきたいと考えている。

E委員 : 提案書を見て一番興味を持ったのがDMO法人としての取り組みである。私は川崎在住だが、この外部評価委員会をきっかけに初めて宮ヶ瀬を知り、訪問した。今後は集客が難しいという話もあったが、PRに力を入れてほしい。もっとテレビや新聞などで取り上げられるよう、PRの場に力をいれてもらい、宮ヶ瀬に人の目が向くということが非常に重要だと考える。

申請団体 : ご指摘のとおりである。ようやく最近テレビなどでも宮ヶ瀬を取り扱っていただけるようになった。ただ、日経新聞で観光ダム日本一と宮ヶ瀬ダムを取り上げていただいている割には、近隣の方に知られていないことも多く、足を運ぶ方も少ないというのも実態である。宮ヶ瀬湖周辺は特に神奈川県民の生活や経済活動の基盤となる水資源・水源地域なので、是非現地を見ていただき、好きになっていただくような取り組みを続けていきたいと思っている。

F委員 : 提案書の中の直近三か年の決算報告書のうち、正味財産増減計算書の経常収益の中に指定管理料がどこに計上されているのかが読み取れなかった。指定管理料はどの項目に計上されているのか。

申請団体 : 正味財産増減計算書のI一般正味財産増減の部1. 経常増減の部(1)経常収益⑥受託事業の、活性化推進拠点管理運営受託収益の中に指定管理料が含まれている。

F委員 : 全てではないように見える。県のホームページにある過去のモニタリング報告書から3施設の指定管理料を1つずつ拾っていき、全て足すと1億4千万程になった。そうすると、おそらくこの中的一部分であると考えたが、その

見方でよろしいか。

申請団体 : そのとおりである。3施設に係る指定管理料以外にも、県立あいかわ公園に係る指定管理料も含まれている。

F 委員 : 三年連続で当期一般正味財産増減額は赤字だが、毎年個別の事情があるためとのことである。そういう意味では、昨年度と今年度はおそらく新型コロナウイルス感染症の影響が個別事情になると思う。平成 29 年度は基本財産の運用益が大きく、それで賄っている、もしくは県からの助成金があったりなどしてプラスになっていると思う。基本財産の運用益について、資料を見ると、県債が 10 年経っており、そろそろ満期が来るが、これが 1 % 強の利率となっている。次の資産運用の際には利率が下がるのでおそらく運用益が 1 桁変わってくると思う。今後、事業で厳しくなり、この基本財産の運用益や助成金の方も厳しくなることが見込まれる。そのあたりの見通しがあればお聞かせいただきたい。

申請団体 : ご指摘のとおりである。財団法人のスキームでは、本来、基本財産の運用で運営していくのが基本だと思うが、これからの時代においては、仮に何十億持っていようと、基本財産の運用だけで運営していくのはなかなかできない状況である。

ただ、先ほども申し上げたように 4 市町村を始め、様々なところから出捐していただき、設立した経緯があるので、高金利を狙うというのがなかなか難しいと思っている。基本財産については、安全な県債、国債及び金融機関の A ランクを中心に運用をしている。それ以外に引当金等で数億円あるが、それについては、様々な社債なども購入している。このような方針で切り分けているが、今後も更新のたびに金利は下がっていくと思うので、なんとか他の営業収益などでカバーしていきたい。

G 委員 : 圏央道の相模原 I C が近いと思うが、今後はリニアの駅もできる。人の動きがこれからまた変わるだろう。もちろん地域連携 DMO も大切だが、もっと大きな観点における宮ヶ瀬の位置付けをしっかりと把握していく必要がある。

提案書の中でそういった視点から財団独自に来訪者動向調査を実施するということが記載があったが、財団独自の調査だけでは人の動きも把握しきれない部分があると思う。そのあたりについて、何か考えはあるか。地域だけに留まらない様々な視点での戦略があるならばお聞かせいただきたい。

申請団体 : 相模原 I C と、少し離れるが、相模原愛川 I C も近くにある。圏央道の効果は非常に大きいと思っている。財団の施設は相模原 I C から 20 分程なので、毎年来訪者の車のナンバー調査を実施している。その結果によると、おおよそ 4 分の 1 は、県外ナンバーである。その内訳としては、多摩や東京 23 区が多く、週末には北関東のナンバーも見かける。ただ、最近は新型コロナウイルス感染症の関係で遠くからのナンバーはあまり見なくなった。

コロナウイルス感染症の話だけを別にとすると、県立施設ではあるが利用者が広

域化していることは、当然歓迎すべきところである。広報の仕方やイベントの内容にしても、必ずしも来訪者が神奈川県民だけではないということ意識して事業を展開していく必要があると感じている。特に、相模原のすぐ向こうの八王子や山梨は宮ヶ瀬から非常に近い。新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いたら、広域的なところから来ていただく取組みが必要だと思っている。

また、独自の来訪者動向調査だけではなくもう一步さらに広域的視点での取り組みについてだが、圏央道が延伸すると、千葉の方から北関東も含め、ぐるっと回ってくるような人々がますます増えてくると思う。例えば、関東地方整備局等から、広域的な視点における人の流入について情報収集ができればいいが、現状ではそのような調査を把握していない。

F 委員 : 評議員に関して、気になるところがある。大半の評議員は2年程度で交代する傾向にあるようだが、そもそも評議員は定款で任期が4年、法律でも任期が4年若しくは6年である。理事の任期が2年であるにもかかわらず、評議員の任期が4年となっているのは、じっくり腰を据えて職務を遂行するという趣旨だと思う。例えば、イベントを行い、上手くいかなかった場合の対応を考えるのは理事または理事会であって、評議員会はそのようなことは考えず、理事を交代させる。それが評議員会の役割だと思う。この点について、出捐母体も影響しているとは思いますが、設立して30年が経つ中で何か議論はされていないのか。

申請団体 : 評議員が2年で変わることに、特段議論はしていない。財団の評議員は長い方もいる。組合の代表の方や地元の代表の方などは長く勤めて頂いており、2年で変わる評議員は、主に4市町村の議長である。議長を辞職しても、属人的な立場で引き受けていただければ、4年の任期になるが、議長の任期が2年という自治体が多いらしく、議長が代わった時に慣例として評議員も交代してきた。

その代わり、自治体の議長が評議員を務めているので、決定や話し合いにしても、前議長ではなく現職の議長であるから、スムーズにいく面もある。いわば自治体の代表として出ているような部分もあり、本来は個人の資質で評議員に任命するというのが通常の任命方法だが、財団では充て職での任命が続いてきたところである。

F 委員 : 評議員会も基本的に定時ではなく、みなし決議でやっている。全員の同意があれば書面にてみなし決議ができるが、本来例外的なやり方であって、定款で定めている評議員の変更の決議は常に例外的なやり方ということになる。評議員会の評議員をこれだけバラバラに選出しているのにこのようなやり方しかないのか。

申請団体 : そのように考えている。小田急電鉄と神奈川中央交通から代表で来ていただいている評議員も人事異動が随時でかつ多方面になるので、同じ方に連続

して就任していただくというのが難しい。小田急電鉄、神奈川中央交通、銀行及び4市町村の議長が評議員なので、異動があった都度、登記をし直しており、手続きについては書面協議をしている。もちろん定例の評議員会に間に合うようであれば、その場でお諮りしているが、通常、年度の途中で随時に異動があるので、その場合には、書面で評議員会へお諮りし、交代をしているのが実態である。

C委員 : 宮ヶ瀬の来訪者は散策して食事するというパターンが非常に多いと思う。湖畔は当初、ダム補償的な意味合いが強かったのかもしれないが、だいぶ店も入れ替わりがあったようでお客さんも結構入っているように思える。宮ヶ瀬湖への出店を希望する方もいる。来訪客にとって、食事は1つの楽しみだと思うが、飲食店について財団から何か取組みをすることはあるのか。湖畔の店舗は継続していくとか、そのあたりについて何か考えはあるか。

申請団体 : 中津川溪谷は昔、川遊びをする場所であり、飲食店だとか、様々な施設や販売店等があった。それらがダム建設後に代替地に移転して現在の水の郷観光協同組合になっている。水没当時の方は高齢になってきており、跡継ぎの問題等で順次、新しい外部の方が出店している実態もある。ただ、代替地という私有地なので、この代替地の跡地を誰に貸すのかというような活用との関係は財団として直接相談を伺うような形にはなっていない。それぞれの店の事情や跡継ぎの状況によって、店を第三者に貸したり、もしくは閉めている状況が続いている。

C委員 : 財団として飲食関係に取り組むということはないのか。また、飲食店関係の事業者を参入させていくという考えはあるか。

申請団体 : 財団で、直接飲食店を経営するという考えはないが、建物の老朽化や経営者の高齢化の状況を踏まえ、できれば順次、代替わりをしていただいて、引き続き適正な運営ができるような形で続いていけばよいと思っている。